

平成 28 年 5 月 13 日

アスベスト対策に関する行政評価・監視  
— 飛散・ばく露防止対策を中心として —  
〈結果に基づく勧告〉

総務省では、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等や災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

評価監視官（農林水産、環境、防衛担当）

担 当：小森、本間、菅谷

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h28.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html)

# アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－ の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成28年5月13日(金)  
勧告先：環境省、厚生労働省、  
国土交通省、総務省

## 背景

- ◇ アスベスト含有建材が使用された可能性のある建築物は、老朽化の進行等に伴い、今後、大量解体の見込み（平成40年頃ピーク）
  - ◇ 近年、アスベスト含有建材の使用の有無に係る事前調査が不十分な事例や東日本大震災発生時の倒壊建築物からのアスベスト飛散事例が発生
  - ◇ 大気汚染防止法の改正（平成26年6月施行）により建築物の解体時にアスベスト含有建材の有無の事前調査を義務付ける等、飛散・ばく露防止対策を強化
- ⇒ 法改正事項を含め、解体時等や災害時における飛散・ばく露防止対策の実施状況等を調査（39県市、35労働基準監督署等）

民間建築物の年度別解体棟数（推計）



## 調査対象

建築物の解体時等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策

## 主な調査結果

- ① 事業者が事前調査でアスベスト含有建材を見落とす等により、適切な飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施
- ② 大気汚染防止法の規制対象外のアスベスト含有成形板について、事業者による湿潤化不足等により、飛散・ばく露のおそれ
- ③ アスベストの飛散・ばく露防止措置の不備等、県市による指導事項の改善確認が不十分
- ④ 平常時からのアスベスト使用建築物の所在情報の収集等、災害時に備えた準備を行っている県市は一部

## 主な勧告

- 調査の適正な実施の確保
- 実態を把握し、所要の措置
- 改善措置状況の確認の徹底
- 災害時に備えた対策内容の周知徹底

# 1 建築物の解体時等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

## 調査結果

## 勧告

結果報告書P26～P65

### ① 事業者が事前調査でアスベスト含有建材を見落とす等により、適切な飛散・ばく露<sup>(注)</sup>防止措置を講じず解体等工事を実施

事業者は、建築物の解体時等にアスベスト含有建材の有無を目視、設計図書等により調査し、使用されている場合、  
県市及び労働基準監督署に届出を行い、飛散・ばく露防止措置を講ずることとされているが、

- 飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施（52件のうち29件）
- 無届出により解体等工事に着手（52件のうち41件）

（調査対象16都道府県内における平成22年4月から27年7月までの解体等工事から、使用されているアスベスト含有建材が、事業者の調査で十分に把握されていなかった52事例を分析）

（注）飛散・ばく露とは、アスベストが飛散し、人が吸入してしまうこと。

- 調査が不十分な事案について情報収集の仕組みを整備し、適時に注意喚起を行うなど、調査の適正な実施を確保  
（環境省、厚生労働省）

結果報告書P141～P156

### ② 大気汚染防止法の規制対象外のアスベスト含有成形板について、事業者による湿潤化不足等により、飛散・ばく露のおそれ

建築物の屋根や外壁に使用されているスレート波板などの成形板は、アスベストを含有している場合でも、セメント等と混合して固められ、飛散性が低いため、大気中への有害物質の飛散防止を目的とする大気汚染防止法の規制対象外。  
しかし、破碎や切断した場合は飛散するおそれがある、

- 条例で独自にアスベスト含有成形板を規制している県市の状況をみると、事業者による調査が不十分なことや建材の湿潤化不足により、飛散・ばく露のおそれあり

○ スレート波板



出典：「目で見えるアスベスト建材」  
（平成20年3月国土交通省）

- 大気汚染防止法の規制対象外のアスベスト含有成形板について、処理実態を把握し、法律上の取扱いを含め  
所要の措置  
（環境省）

## 調査結果

結果報告書P133～P140

### ③ アスベストの飛散・ばく露防止措置の不備等、県市による指導事項の改善確認が不十分

県市及び労働基準監督署は、建築物解体時に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置が講じられていない場合、必要な指導を行っているが、

- 県市では、指導件数の約2割（250件のうち55件）について改善状況を未確認
- 未確認事例のうち、飛散防止シートによる覆い（養生）の不備など飛散・ばく露防止のための重要なものが約半数（55件のうち23件）

（調査対象39県市における平成26年6月から27年3月までの立入検査を抽出調査）

## 勧告

- 改善措置状況の確認の徹底  
（環境省、厚生労働省）

## 2 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策

## 調査結果

結果報告書P157～P177

### ④ 平常時からのアスベスト使用建築物の所在情報の収集等、災害時に備えた準備を行っている県市は一部

地震等災害時には人命保護・食糧支援等が最優先である一方、建築物の倒壊・破損に伴い、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあるため、できるだけ早急に応急・対応措置を図る必要がある。このため、環境省は、阪神・淡路大震災を踏まえ対応マニュアルを策定・通知しているが、

- 環境省のマニュアルの不知やこれまで大規模災害が未発生などの理由から、平常時からのアスベスト使用建築物の所在情報の収集等、災害時に備えた準備を行っている県市は一部（39県市のうち6県市）
- 地域防災計画に災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策を規定していない県市あり（39県市のうち7県市）

## 勧告

- 災害時に備えた準備について、その必要性を含め、具体的内容の周知徹底、対策の強化  
（環境省）